

平成 28 年熊本地震被災に対する対応について（第 2 報）

平成 28 年 4 月 14 日の地震発生以降、日本獣医師会では、速やかに「日本獣医師会熊本地震救援緊急対策本部」を設置し、これまで 5 回日本獣医師会熊本地震救援緊急対策会議を開催して、被災構成獣医師、地方獣医師会及び被災動物救援活動に対する支援対策等について検討し、取組みを推進してきたところです（別記 熊本地震への日本獣医師会の対応の経過（平成 28 年 4 月 20 日以降））。

今後とも、被災された地方獣医師会をはじめ、全国の地方獣医師会、関係省庁、農業共済関係団体・機関、動物関係業界団体などと連携して取り組んで参りますので、皆様のご支援ご協力をお願いいたします。

別 記

熊本地震への日本獣医師会の対応の経過

（平成 28 年 4 月 20 日以降）

平成 28 年 4 月 21 日：医薬品、医療機器等の提供を依頼

平成 28 年 4 月 19 日付け農林水産省消費・安全局畜産安全管理課から(公社)日本動物用医薬品協会等宛での事務連絡「熊本地震に伴う動物用医薬品等の安定供給の確保について」の発出を受け、平成 28 年 4 月 21 日付け 28 日獣発第 30 号「熊本大震災動物救護活動等に対する支援・協力をお願いについて」をもって、日本動物用医薬品協会及び全国動物薬品器材協会宛てに、被災動物の診療に係る医薬品、医療機器等の提供を依頼した（別紙 1）。

平成 28 年 4 月 22 日：日本獣医師会熊本地震調査団が現地から帰還

平成 28 年 4 月 25 日：第 2 回対策本部会議を開催

対策本部は第 2 回会議を開催し、熊本地震調査団からの現地情報の報告を受けて協議の上、以下のとおり対応することとした。

(1) 被災地への人的支援

熊本県獣医師会の意向を聴いた上で、現地本部立上げ時の運営が円滑に行われるために、災害時対応の経験を有する人材を日本獣医師会から派遣することを検討する。

(2) 被災動物への獣医療の提供

熊本県獣医師会の意向を聴いた上で、日本獣医師会から、被災者へ診療クーポン券の配布による被災動物の診療費助成の提案を行う。県獣医師会との調整後、速やかに導入する。

(3) 義 援 金

義援金については、下記ア、イの内容を地方会宛

てに改めてメールにて連絡する。

ア 本会の募集する義援金は、地方獣医師会・構成獣医師からの募金であること。

イ 動物病院内での募金箱等の一般からの募金は、(一財)ペット災害対策推進協会の支援寄附金募集口座に入金するよう案内する。

ウ 本会の募集する義援金の前払いとして、熊本県獣医師会に 1,000 万円を送金する。

平成 28 年 4 月 26 日：無償提供医薬品リスト（第 1 報）を提供

地方獣医師会あて日本動物用医薬品協会から申し出のあった無償提供医薬品リスト(第 1 報)を情報提供した。

平成 28 年 4 月 28 日：自民党どうぶつ愛護議員連盟の総会に出席

日本獣医師会の対応等について説明した。

平成 28 年 4 月 28 日：地方獣医師会会員動物病院等における動物救護活動等について通知

平成 28 年 4 月 28 日付け 28 日獣発第 29 号「平成 28 年熊本地震被災動物救護活動等について」をもって、地方獣医師会あてに、会員動物病院等における被災者の飼育動物に対する救護活動等（診療券による支援）の留意事項を通知した（別紙 2）。

平成 28 年 4 月 29 日：第 1 次支援要員の派遣

会員構成獣医師 1 名（東京都獣医師会）、東京都獣医師会職員 1 名を支援要員として現地に派遣（4 月 29 日～5 月 6 日）した（別紙 3）。

平成 28 年 4 月 29 日：診療券の配布を開始

熊本県獣医師会において診療券（使用期限：5 月 1 日～7 月 31 日）の配布を開始した。

平成 28 年 5 月 2 日：無償提供医薬品リスト（第 2 報）を提供

地方獣医師会あて、日本動物用医薬品協会から申し出のあった無償提供医薬品リスト（第 2 報）を情報提供した。

平成 28 年 5 月 2 日：現地本部の体制確立のための支援要員の募集

地方獣医師会あて、現地本部の体制確立のための支援要員の募集を依頼した。

平成 28 年 5 月 2 日：被災地以外における被災者の飼育動物に対する救護活動等の留意事項の周知

地方獣医師会あて、被災地以外における被災者の飼育動物に対する救護活動等（診療券による支援）の留意事項の周知を依頼した。

平成 28 年 5 月 5 日：第 2 次支援要員の派遣

会員構成獣医師 1 名（静岡県獣医師会）を支援要員として現地に派遣（5 月 5 日～5 月 10 日）した。

平成 28 年 5 月 8 日：第 3 次支援要員の派遣

会員構成獣医師 1 名（仙台市獣医師会）を支援要員として現地に派遣（5 月 8 日～5 月 13 日）した。

平成 28 年 5 月 9 日：第 3 回対策本部会議を開催

対策本部は第 3 回会議を開催し、第 1 次支援要員からの現地情報の報告を受けて、以下のとおり対応することとした。

- (1) 熊本県と熊本県獣医師会による合同の「動物救援対策本部」の設置に向けた課題の解決及び支援については、5 月 13 日に開催予定の現地での協議結果を待って対応する。

- (2) 熊本県獣医師会の事務局体制が極めて脆弱であることから、前払い義援金を活用し、事務局職員を新規採用するよう助言する。

- (3) 当分の間、支援要員の派遣を継続するとともに、支援車両用の「災害派遣」等のマグネットシート、防災用ベスト等の作成を行う。

平成 28 年 5 月 10 日：環境省主催「熊本地震・被災ペット対策の支援に関する情報交換会」に出席

日本獣医師会の対応等について説明し、情報交換を行った。

平成 28 年 5 月 11 日：第 4 次支援要員の派遣

会員構成獣医師 1 名（長野県獣医師会）を支援要員として現地に派遣（5 月 11 日～5 月 20 日）した。

平成 28 年 5 月 12 日：第 4 回対策本部会議を開催

対策本部は第 4 回会議を開催し、以下のとおり協議した。

- (1) 環境省担当官から環境省の対応状況が報告された。
- (2) 今回の熊本地震の発生を受け、大分県九重に開設される予定で準備が進められていた九州災害時動物救援センターが前倒して整備されており、同センターへの 6 月からの被災動物の受入れ及びその運営体制等について協議された。

平成 28 年 5 月 16 日：第 5 回対策本部会議を開催

対策本部は第 5 回会議を開催し、九州災害時動物救援センターへの被災動物の受入れ及びその運営体制等について以下のとおり協議した。

- (1) 動物の受入れに当たり感染症への対応に万全を期す必要があるため、熊本県獣医師会による獣医療チームの設置及びワクチン等の動物用医薬品の確保を急ぐこととされた。
- (2) 受入れ対象となる被災動物の要件、センター運営のための組織・人員等に関する案を取りまとめ、現地に示すこととされた。

別紙 1

28 日獣発第 30 号
平成 28 年 4 月 21 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 福井邦顕様
一般社団法人 全国動物薬品器材協会
理事長 高橋勇四郎様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

**熊本大震災動物救護活動等に対する
支援・協力のお願について**

貴職におかれましては、本会の業務運営に種々ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、熊本県を中心とした大震災

により多大な被害が発生し、避難者も11万人にも及ぶ事態となっています。それに伴い、同行避難、放置、放浪等により保護預かり、診療等の対象となる犬、猫等が多数発生しています。

このような事態にかんがみ、本会は、一般社団法人熊本県獣医師会をはじめとした地方獣医師会と協力して被災現地における救護活動への支援を開始しています。

つきましては、当該診療等に要する動物用の医薬品、医療機器等の当面の無償によるご提供について、

貴会及び会員各社の特段のご理解とご支援・ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、動物用医薬品製造販売業者等から当面ご提供できる具体的な医薬品等の品目、数量等については、日本動物用医薬品協会にて取りまとめた動物用医薬品等のリストを本会に提示してください。

また、支援物品の送付場所等の詳細については、できるだけ貴会会員各社に混乱を招来することがないように、改めてご提示させていただくことを申し添えます。

別紙 2

28日獣発第29号
平成28年4月28日

各地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

平成28年熊本地震被災動物救護活動等について

このたびの熊本県を中心とした地震に被災された地方獣医師会及び地方獣医師会会員獣医師の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、平成28年4月18日付け28日獣発第22号をもって、今後の支援・救護活動について通知したところですが、会員動物病院等における被災者の飼育動物に対する救護活動等については、当面、下記の点に留意の上、対応いただくようお願い申し上げます。

記

1 被災者（熊本県等被災地から他県へ避難された被

災者を含む。以下同じ。）からの求め等により、飼育動物（原則として犬、猫等の家庭動物に限る。）に対し診療、保護預かり等を行った場合、その費用については、1頭当たり1万円を上限として無償とする（本会負担）。

2 具体的には、次のとおり対応する。

① 各動物病院、避難所動物相談窓口、巡回診療獣医師等は、上記被災者に別紙「熊本地震被災動物診療券による支援について」の「熊本地震被災動物診療券」（1頭につき10枚綴り合計1万円（1被災者当たり上限2頭まで））を配布する。

② 各動物病院（巡回診療を含む。）では診療券の利用があった際、本会へ利用数を報告する。

③ 本会は、その報告内容に従い、「熊本大震災動物救護等支援義援金」から動物病院あてに利用分の金額を送金する。

3 各動物病院等で保護預かり等を行う場合には、トラブル回避のため、別紙「動物の一時保護契約書（略）」を参考に、被災者との契約締結等を考慮されたい。

(別紙)

熊本地震被災動物診療券による支援について

1 日本獣医師会にて「熊本地震被災動物診療券」（1枚当たり千円相当、1冊が10枚綴り合計1万円、初版3千冊、使用期限5月1日～7月31日）を印刷し、現地本部（熊本県獣）に4月中旬に発送する。

2 熊本県獣医師会災害救護対策本部にて、会員病院、避難所動物相談コーナー、巡回診療獣医師等に割り振って配布する。同時に、日本獣医師会への請求フォーム（FAX・郵送用様式）を配布する。

3 診療券を受け取った被災者が、会員病院での診療（ホテル、予防診療等を含む。）や、会員が行う避難

所等での巡回診療の際に使用する（10枚を何回かに分けての使用は可能、差額は返還しない。）。

4 診療を行った会員獣医師は、別紙様式（略）に必要事項を記入の上、日本獣医師会あてにFAX又は郵送する。折り返し、1週間以内を目途に日本獣医師会から会員獣医師に送金する。

※診療券使用の注意

避難生活を送っている飼い主本人の所有する動物で、2頭（2冊）までとし（飼い主が不明の動物は診療助成の対象としない）、支援対象の判断は診療する会員獣医師が行う。同一飼い主による重複申請のチェックは、診療券を交付する会員獣医師及び日本獣医師会が行う。請求対象の動物が複数頭いる場合

には別紙様式(略)を追加して使用する。

診療券



表表紙



裏表紙



別紙3

28日獣発第35号
平成28年4月28日

公益社団法人 東京都獣医師会
会長 村中志朗 様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

平成28年熊本地震災害支援要員の
派遣について(依頼)

平成28年4月18日付け28日獣発第22号をもって、今後の支援・救護活動について通知したところですが、このたび支援・救護活動等に係る人的支援の一環として、4月22日に発足した「熊本県獣医師会災害救護対策本部(現地本部)」の体制確立のための事務処理等の支援要員として、下記のとおり

貴会の会員構成獣医師及び職員を派遣していただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 要 務：現地本部の運営体制確立のための事務処理等の支援
- 2 場 所：現地本部(熊本県獣医師会内 熊本市東区桜木6-3-54)等
- 3 派遣者：山口千津子氏(東京都獣医師会 かんらん支部)
：平井 潤子氏(東京都獣医師会 事務局 局長)
- 4 期 間：平成28年4月29日(金)～5月6日(金)
(7泊8日うち要務対応6日)
- 5 経 費：旅費・宿泊費及びその他必要経費(傷害保険料を含む。)は本会の規程に基づき本会で負担する。

【お詫びと訂正】

第69巻第5号(28年5月号)「急告 熊本大震災被災に対する対応について」を下記のとおり訂正して、お詫び申し上げます。

記

P225「別紙2 熊本大震災への日本獣医師会の対応の経過」のうち、右段「(3) 日本獣医師会の支援の内容等」の下から2行目

誤 「日本獣医師会の支援の窓口は熊本県動物愛護センター(現地災害対策本部)に一元化する」

正 「日本獣医師会の支援の窓口は熊本県獣医師会災害救護対策本部に一元化する」